

「Let's 50!! みんなあつまれ～高知市こども劇場 50 周年記念フェスティバル～」
における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

～ 目 次 ～

I. 本ガイドラインの位置づけ	1
II. フェスティバルの概要	1
III. 新型コロナウイルス感染予防のための基本的な考え方	1
IV. 新型コロナウイルス感染に関するリスク評価	2
V. 実施する具体的な対応策	2
1. 公演および出店等関係者、スタッフへの周知	2
2. フェスティバル会場で実施する感染予防対策	3
(1) 来場者の入場制限	3
(2) フェスティバル会場入場口	3
(3) 公演およびワークショップの各会場	3
(4) あそびコーナーの会場	4
(5) ロビー、休憩スペース、トイレ	4
(6) 控室および3階ガレリア	4
(7) 物品販売	5
(8) 保健所及び施設管理者との連絡体制	5
(9) 周知・広報	5
3. その他	5

令和3年3月26日

特定非営利活動法人 高知市こども劇場

I. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、特定非営利活動法人高知市こども劇場主催「Let's 50!! みんなあつまれ～高知市こども劇場 50 周年記念フェスティバル～」(以下、「フェスティバル」という。)を行うにあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理して実施することにより、フェスティバルに関わる全ての人々が安心安全に活動、参加できるよう作成するものである。

本ガイドラインの内容は、今後の全国的な新型コロナウイルスの感染状況の変化に応じた政府により対処方針の変更や、事業の関係者の意見、県内における感染状況の動向等を踏まえて、適宜必要な見直しを行うものとする。

II. フェスティバルの概要

1. フェスティバル開催日時は、令和3年5月1日(土)および2(日)とする。

会場準備は、令和3年4月29日(木)および30日(金)とする。

2. フェスティバルで使用する場所は、高知市文化プラザかるぽーと(以下、「かるぽーと」という。)7階市民ギャラリー、2階大ホール、9階和室および3階ガレリアとする。

3. フェスティバルの会場および内容は、以下のとおりとする。

(1) かるぽーと7階市民ギャラリー内に、10団体の公演、3つのワークショップ、あそびコーナーの会場を設ける。また、7階市民ギャラリーのロビーでは、所定の時間に5団体による短時間の公演を行う。

(2) かるぽーと2階大ホールは、5月2日(日)にフィナーレ公演を行う。

(3) かるぽーと9階和室には、公演関係者およびフェスティバル関係者の控室を設ける。

(4) かるぽーと3階ガレリアには、11店舗が出店する特設フードコーナーを設ける。

III. 新型コロナウイルス感染予防のための基本的な考え方

1. フェスティバルの実施にあたっては、フェスティバルの特性や規模を十分に考慮して、次に掲げる者への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、対応することが可能な範囲内で、必要かつ最大限の予防策を講じるものとする。

(1) 来場者

(2) 公演関係者(出演者、公演スタッフ含む)、ワークショップ講師、出店者

(以下、「公演および出店等関係者」という。)

(3) フェスティバル関係者(以下「スタッフ」という。)

2. 感染を拡大させるリスクが高いと考えられているのは、以下の3つの条件(いわゆる「三密」)のある場であり、こうした環境の発生を防止するよう取り組むことが重要と考える。

(1) 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)

(2) 密集場所(多くの人々が密集している)

(3) 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

3. 感染対策の有効な手段は、以下の方法であると考える。

- (1) マスク着用
- (2) 手指消毒
- (3) 社会的距離の確保

IV. 感染に関するリスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路が、接触感染および飛沫感染であることや、令和2年5月に提唱された「新しい生活様式」を考慮して、必要な感染予防対策を講じるものとする。

1. フェスティバルの実施の可否に関するリスク評価

フェスティバルは、開催期間2日間に多数の人が来場し、また、搬入作業・フェスティバル開催期間中・搬出作業の際には公演および出店等関係者やスタッフが一度に作業に入るため、十分なリスク評価を行い、対策を講じる必要がある。また、公演および出店等関係者で県外から来高する場合は、来高する団体の生活圏や来高する直前に公演等により滞在していた地域において、その地域での感染者の確認状況を踏まえ、公演を実施した場合の影響についてもリスク評価を行い、対策を講じる必要がある。

以上のリスク評価をもとに、フェスティバルの開催の可否を判断するものとする。

2. 接触感染に関するリスク評価

来場者、公演および出店等関係者やスタッフが接触する頻度が高いと思われる物品やドアノブなど、手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。

高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン 等）には特に注意する。

3. 飛沫感染に関するリスク評価

かるぽーと施設内の換気の状態を考慮しつつ、各箇所の実施様態を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所等の状況についてリスク評価を行い、対策を講じる必要がある。

V. 実施する具体的な対応策

フェスティバルの開催にあたっては、準備段階からフェスティバル開催期間中、フェスティバル終了後まで、本ガイドラインに則り、必要となる対応策を実施するものとする。なお、実施する対応策の内容については、リスク評価の程度に応じて適宜判断するものとする。

1. 公演および出店等関係者、スタッフへの周知

(1) 感染予防対策に関する協議

策定した感染予防対策について、公演および出店等関係者らと事前に協議し、必要な調整を行うこと。協議の結果、感染予防策の修正が必要となった場合は適宜対応すること。

(2) 搬入作業時、フェスティバル開催期間中および搬出作業時の感染予防対策の実施
感染予防対策として、以下の事項を実施するよう周知すること。

①体温測定、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行

②以下の場合には、入場を控えること。

・発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合。

・以下の症状に該当する場合

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

③可能な限り、作業中の「三密」を避けること。

(3) 氏名、緊急連絡先の保健所等への提供

公演および出店等関係者やスタッフの氏名及び緊急連絡先等を収集し、これらの情報は公演および出店等関係者やスタッフから感染者が発生した場合などに、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知すること。

2. フェスティバル会場で実施する感染予防対策

(1) 来場者の入場制限

フェスティバル会場には、公演またはワークショップのチケットを購入している者のみ入場できるものとする。

(2) フェスティバル会場入場口

①余裕を持った開場時間の設定、時間差での入場制限等の工夫を行う。

②フェスティバル会場の入場口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

③フェスティバル会場の入場口に、手指消毒用の消毒液を設置する。

④来場者の受付時に、感染予防策を認識しているかを確認する。来場者が認識できていない場合は、会場内の掲示等にて確認するよう促す。

⑤マスクを用意していない来場者には、予備のマスクを無料で配布し着用をお願いする。

⑥リーフレット等の配布物は、手渡しによる配布を避ける。

(3) 公演およびワークショップの各会場

①余裕を持った開場時間の設定、場合によっては時間差による入場を促す。

②各会場の入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

③各会場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。

④入場時のチケットもぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、それを係の者が目視で確認するという簡略化した方式で行う。

- ⑤公演およびワークショップの前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。また、可能であれば、公演する創造団体やワークショップを行う講師と調整の上、実施中も定期的に適切な換気を行う。
- ⑥公演の座席の最前列は舞台前から十分な距離を取り、また、適切に感染予防に対応した配置にする。（前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等）
- ⑦ワークショップ実施中に、会場内で移動を伴う場合は、お互いに十分な距離を保つように配慮する。
- ⑧余裕を持った閉場時間の設定、ゾーンごとの時間差での退場制限等の工夫を行う。
- ⑨出入り口等での出演者との交流は避けるように努める。
- ⑩公演およびワークショップ終了後、会場内の消毒作業を行う。

（４）あそびコーナーの会場

- ①所定の時刻から制限時間（１時間）を設け、事前に各時間帯の整理券を配布し、会場へ入場できるのは整理券を持っている者のみとして入場制限を行う。
- ②余裕を持った開場時間の設定、場合によっては時間差による入場を促す。
- ③会場の入口の行列は、最低１m（できるだけ２mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ④会場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。
- ⑤会場内の換気を行う。
- ⑥会場内で移動を伴う場合は、お互いに十分な距離を保つように配慮する。
- ⑦退場時は、ゾーンごとの時間差での退場制限等の工夫を行う。
- ⑧各時間帯終了後から次の開始時間までの間に、おもちゃ等の消毒作業を行う。

（５）ロビー、休憩スペース、トイレ

- ①常時換気に努める。
- ②対面での会話を回避するよう、表示やスタッフの声掛けなどにより促すようにする。
- ③ロビーでの公演の際にはスタッフの声掛けなどにより人が密集しないように工夫する。

（６）控室および３階ガレリア

- ①飲食できる場所は、来場者はかるぽーと３階ガレリア、公演出演者およびスタッフはかるぽーと７階市民ギャラリー内および９階和室の控室とする。
- ②控え室は適宜スタッフによる消毒作業を行う。
- ③対面での飲食や会話を回避するよう、表示やスタッフの声掛けなどにより促すようにする。
- ④常時換気に努める。

(7) 物品販売

- ①多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ②代金や商品の受け渡しはトレー等を介して行うなど直接手が触れ合わないようにする。

(8) 保健所及び施設管理者との連絡体制

フェスティバル開催期間中に感染の疑いがある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所及び施設管理者との連絡体制を整える。

(9) 周知・広報

感染予防のため、以下の事項を来場者に対して周知・広報を行う。

なお以下の事項を、会場入場口の外および会場内に掲示をするなどして広く周知を行う。

- ①体温測定、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行
- ②社会的距離の確保
- ③会場内にて来場者同士の大声での会話を控えること。
- ④以下の場合には、来場を控えること。
 - ・発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合。
 - ・以下の症状に該当する場合
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合 等
- ⑤チケットの裏に設けた記載欄に、来場者の氏名及び緊急連絡先を記載してもらうなどして情報把握に努め、来場者に対して、これらの情報が来場者から感染者が発生した場合などに必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があること。
- ⑥上記④の事由により来場を控えた者が、事前に公演等のチケットを購入している場合、チケット代金の返還に適切に対応すること。なお、チケット代金の返還方法を定め、当法人のホームページに掲載すること。
- ⑦その他の必要な事項がある場合は、適切に告知すること。

3. その他

- (1) 運営に必要なスタッフを最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を行う。
- (2) 入場者の中に感染を疑われる者を確認した場合は、その者の氏名と連絡先を控えて、速やかに帰宅するよう促す。
- (3) 来場者、公演および出店等関係者およびスタッフの氏名、緊急連絡先などの情報を把握し、名簿を作成・保存するよう努める。その際、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- (4) フェスティバル終了後、感染が疑われる者が出た場合、保健所等公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。